

～制度調査部情報～

2008年03月31日 全2頁

新規上場・単元変更は 100株に統一（規則改正）

制度調査部
横山 淳

【要約】

- 2008年3月28日、東証は「金融商品取引法における四半期報告制度の導入等に伴う有価証券上場規程等の一部改正について」を公表した。
- この中で、東証は、新規上場会社は、原則として、売買単位を100株とすることを求めている。
- 加えて、既存の上場会社が売買単位を変更する場合も、変更後の売買単位は100株に統一することを求めている。
- これらの改正は2008年4月1日から実施される。

※本稿は、2008年2月19日付レポート「新規上場・売買単位変更は100株単位に統一へ」を、最終的な東証規則に基づいて書き改めたものである。

新規上場・売買単位変更は100株単位に統一

- 2008年3月28日、東京証券取引所（以下、東証）は、「金融商品取引法における四半期報告制度の導入等に伴う有価証券上場規程等の一部改正について」を公表した¹。
- この中で、東証は、四半期報告制度には直接関係ないが、上場会社の売買単位について次のような対応を行うこととしている。

- ①内国株券の新規上場（※1）の際には、原則として、単元株式数が上場の時に100株となる見込みのあることを求める（有価証券上場規程205条9号の2）。
- ②内国株券の上場会社が、単元株式数の変更又は新設について取締役会決議（※2）を行う場合には、単元株式数を100株とすることを求める（有価証券上場規程427条の2）。

（※1）他の国内金融商品取引所の上場銘柄及びグリーンシート銘柄が東証に上場する場合を除く。

（※2）委員会設置会社については、執行役の決定を含む。なお、株主総会が必要となるケース（例えば、株式分割を伴わない単元株式数の新設など）では、株主総会付議についての取締役会決議を意味すると考えられる。

- ①は、新規上場会社に対し（上場までに）売買単位（＝単元株式数）を100株に揃えることを要求するものである。
- なお、次の要件を充たすときは、単元株式数が上場の時に100株となる見込みがないケースでも、例外的に上場を認めるとしている（有価証券上場規程施行規則212条10項）。

¹ 東証のウェブサイト（<http://www.tse.or.jp/rules/regulations/taisho.html>）に掲載されている。

- ◇新規上場申請者が上場後に単元株式数が 100 株となるような単元株式数の変更又は新設を行う旨を確約した書面を提出している。かつ、
- ◇東証がやむを得ないと認める。

- これは、やむを得ない事情があるときは、事後的に単元株式数（＝売買単位）を 100 株にすることを条件に上場を認めるという趣旨であろう。
- ②は、既存の上場会社が、売買単位（＝単元株式数）を変更する場合、変更後の売買単位は 100 株に統一することを要求するものである。
- これらは東証を始めとする全国証券取引所が進める「売買単位の集約」の一環でもある。具体的には、2007 年 11 月 27 日、「売買単位の集約に向けた行動計画」²（以下、「行動計画」）の第一段階に相当するものである。
- 全国証券取引所は、「行動計画」の中で、2012 年 4 月を目標（仮）に上場会社の売買単位を 100 株と 1,000 株の 2 種類に集約し、最終的には 100 株に統一することを予定している。
- まず、その第一段階として、「100 株」以外の売買単位を採用する企業がこれ以上増加しないように、新規公開分と売買単位変更分については先行して「100 株」に売買単位を集約することを求めているのである。

実施時期

- 東証は、今回の規則改正について、2008 年 4 月 1 日から実施するとしている（有価証券上場規程改正付則 1 項）。
- 具体的な適用時期は、新規上場については、2008 年 4 月 1 日以後に行われる内国株券の新規上場申請から適用することとしている（同付則 5 項）。
- 売買単位変更については、2008 年 4 月 1 日以後に行われる単元株式数に関する取締役会決議から適用されるものと思われる。
- なお、普通株式以外のいわゆる「種類株式」の売買単位についての取扱いは明記されていない。今後、予定されている「議決権種類株式の上場制度」の整備などとも合わせて議論されるものと思われる³。

² 東証のウェブサイト (<http://www.tse.or.jp/rules/seibi/unit.html>) に掲載されている。なお、拙稿「売買単位は 100 株に統一」（2007 年 11 月 30 日付 DIR 制度調査部情報）も参照。

³ 議決権種類株式の上場制度については、堀内勇世「議決権種類株式の上場制度に関する報告書」（2008 年 1 月 29 日付 DIR 制度調査部情報）参照。